ことに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずることとした。（第一条関係）

2　東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

(一)　設置

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、平成三三年三月三一日まで、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第二条及び第一〇条関係）

(二)　組織

本部長は、内閣総理大臣をもって充てるものとし、副本部長は、内閣官房長官及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣をもって充てるものとし、本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てることとした。（第五条第一項、第六条第一項及び第七条関係）

3　基本方針

内閣総理大臣は、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第一三条第一項及び第二項関係）

4　大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

(一)　国有財産の無償使用

国は、政令で定めるところにより、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、組織委員会又は当該施設を設置する者に対し、無償で使用させることができることとした。（第一四条関係）

(二)　寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとした。（第一五条関係）

(三)　組織委員会への国の職員の派遣等

(1)　組織委員会による派遣の要請

組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとした。（第一六条関係）

(2)　国の職員の派遣

任命権者は、(1)による要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、国の職員の同意を得て、組織委員会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行うものとして当該国の職員を組織委員会に派遣することができることとした。その際、派遣された国の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しないこととした。（第一七条第一項及び第七項関係）

(3)　派遣期間中の給与等

派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しないこととした。ただし、特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給等のそれぞれ一〇〇分の一〇〇以内を支給することができることとした。（第一九条第二項関係）

(4)　国家公務員共済組合法等の特例

組織委員会への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定めることとした。（第二〇条～第二四条関係）

(5)　組織委員会の役員及び職員の地位

組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととした。（第二八条関係）

5　施行期日等

(一)　内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を一名増員することとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（法律第三四号）（文部科学省）

1　趣旨

この法律は、平成三一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずることとした。（第一条関係）

2　ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

(一)　寄附金付郵便葉書等の発行の特例

お年玉付郵便葉書等に関する法律第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、公益財団法人ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができることとした。（第二条関係）

(二)　組織委員会への国の職員の派遣等

(1)　組織委員会による派遣の要請

組織委員会は、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、任命権者に対し、その派遣を要請することができることとした。（第三条関係）

(2)　国の職員の派遣

任命権者は、(1)による要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、国の職員の同意を得て、組織委員会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行うものとして当該国の職員を組織委員会に派遣することができることとした。その際、派遣された国の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しないこととした。（第四条第一項及び第七項関係）

(3)　派遣期間中の給与等

派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しないものとすることとした。ただし、特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給等のそれぞれ一〇〇分の一〇〇以内を支給することができることとした。（第六条第二項関係）

(4)　国家公務員共済組合法等の特例

組織委員会への国の職員の派遣に関し、国家公務員共済組合法、子ども・子育て支援法、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法の特例を定めることとした。（第七条～第一一条関係）

(5)　組織委員会の役員及び職員の地位

組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととした。（第一五条関係）

3　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
